



# 交通安全情報

令和6年3月1日  
函館中央警察署  
交通第一課  
第5号

## 妨害運転（あおり運転）は 重罪です



他の車両を妨害する目的で次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者 ※ 道路交通法117条の2の2第8号

### 行為

- 通行区分
- 車間距離の保持
- 追越しの方法
- 警音器の使用等
- 最低速度
- 高速自動車道での停車及び駐車 of 禁止
- 急ブレーキの禁止
- 進路変更の禁止
- 車両等の灯火
- 安全運転の義務

刑事罰・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政罰・・・25点（免許取消）



※ 高速自動車国道等で、他の自動車を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合

刑事罰・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政罰・・・35点（免許取消）

※令和6年交通安全年間スローガン受賞作品



ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

★みなさまへ★



あおり運転は危険で悪質な運転です。  
心の余裕が質の良い運転につながります。  
特に長距離を運転されるドライバーのみなさんは、余裕を持った運転計画を立て、焦らない運転をしましょう。